

改正	平成21年7月20日	平成24年12月19日
	平成25年6月17日	平成27年3月18日
	平成29年12月18日	

(目的)

第1条 この規程は、大東文化大学学則第47条の規定に基づき、本学の実施する定期試験（定期試験に関連する授業中試験も含む）において、不正な手段を用いて受験した学生に対する懲戒処分等について必要な事項をさだめることを目的とする。

(処分の種類)

第2条 処分の種類は、訓告、停学の2種とする。

(対象となる不正行為)

第3条 この規程において、不正な手段による受験行為（以下、不正行為という。）の種類および不正行為を為した学生の処分は、次の各項に掲げるとおりとする。

2 次の各号の一つに該当する行為を為した学生は、訓告に処し、厳重な注意を与えるとともに、反省文の提出を義務づける。

- (1) 持ち込みが認められているものの貸借。
- (2) 他人の答案を覗き見し、または答案を故意に他人に見せる行為。
- (3) 試験監督者の指示、注意に従わない行為。

3 次の各号の一つに該当する行為を為した学生は、停学1ヶ月に処する。

- (1) カンニングペーパー、机上・手掌等への書き込み、またはこれに類するものを用いて答案を作成する行為。
- (2) 書き込みを許可されていない持ち込み教材への書き込みを用いて答案を作成する行為。
- (3) 答案用紙を交換する行為。
- (4) 試験監督者の指示、注意に対する暴言行為。
- (5) その他、前各号に類すると認められる行為。

4 次の各号の一つに該当する行為を為した学生は、無期停学に処する。

- (1) 代人受験を依頼し、または代人受験をする行為。
- (2) 不正行為により停学処分を受けた学生による再度の不正行為。
- (3) 試験監督者に対する暴力行為。
- (4) その他、極めて悪質な行為。

5 本条第2項の規定により訓告処分を受けた学生に係る当該試験科目の当該学期におけるその単位を無効とし、本条第3項および第4項の規定により停学処分を受けた学生に係る当該試験期間の全科目の当該学期におけるその単位を無効とする。

(処分に伴う手続きと措置)

第4条 定期試験における不正行為の事実確認は、定期試験実施本部（以下「実施本部」という。）において当該科目担当教員または実施本部担当責任教員と実施本部職員が行う。

2 定期試験に関連した授業中試験における不正行為の事実確認は、当該科目担当教員と学生支援センター（以下「センター」という。）が行い、処分に伴う手続きと措置は本規程を準用する。

3 試験監督者は、不正行為を発見したときは当該不正行為を事実確認し、没収した証拠品とともに実施本部またはセンターに報告しなければならない。

4 実施本部またはセンターは、前条第3項および第4項に定める不正行為が確認された学生の当該試験期間中の以後の科目の受験を停止する。ただし、学生が不正行為を認めない場合は、以後の科目を受験させるが、当該学部教授会の審議において不正行為と認定された場合は、前条第5項の措置とする。

5 学生支援センター事務室長（以下「センター事務室長」という。）は、実施本部またはセンターによる不正行為の事実確認に基づき、所定の様式に従って報告書を作成し、不正行為を行った学生の所属する学部の学部長に報告しなければならない。

6 当該学部長は、センター事務室長から報告があった場合には、教授会に報告して懲戒処分の審議をしなければならない。ただし、学部長は、教授会の審議の前に、学生に対して弁明の機会を与えることができる。

7 学部教授会で決定した処分の内容は、学長が学生および保証人に対し文書を交付する。

(公示)

第5条 学長は、本規程による処分があった場合には、遅滞なく公示を行う。

2 公示する事項は、学部、学科、学年、処分内容、処分理由、処分起算日とする。

3 公示期間は、1ヶ月間とする。

4 特段の事由がある場合、当該学部教授会の議を経て、当該公示の一部または全部を公示しないことができる。

(期間の起算日および指導)

第6条 停学期間は、当該学部教授会で処分が決定した日から起算する。

2 不正行為の学生に対する停学期間中の教育指導は、当該学生の所属学部が行う。

(不服申立て)

第7条 第4条により処分を受けた学生は、処分通知書を受領した日から14日以内に、センターに対して不服申立てをすることができる。ただし、その期間内に不服申立てをすることができない正当な理由が認められる場合は、その理由が消滅した日から起算して10日以内に不服申立てを行うことができる。

2 処分を受けた学生が、不服申立てを行う場合、次の各号に掲げる事項を記載した不服申立書を学生支援センター事務室に提出しなければならない。その場合は、資料を付すことができる。

(1) 処分を受けた学生が所属する学部・学科、学年、学籍番号、氏名

(2) 原処分に対する異議の内容

(3) 異議の内容を基礎付ける理由

(4) 不服申立書を提出した日

3 センター事務室長は、前項の不服申立書が提出された場合には、速やかに当該学生の所属学部の学部長に報告しなければならない。

4 当該学部長は、センター事務室長から不服申立書の提出があった場合には、教授会に報告し審議をしなければならない。

5 前項の場合において、不服申立てが正当と認められたときは、当該学部長は速やかに処分の取り消しについて、センター事務室長に文書で報告し、また学生及び保証人に対し処分の取り消しの文書を交付しかつその公示を行うとともに、当該科目の試験等を実施しなければならない。

6 公示内容については、本規程第5条に準ずる。

7 不服申立てを行った学生は、本条第4項に基づく審議による決議に対し、再度不服申立てを行うことはできない。

(処分の軽減)

第8条 教授会は、本規程による処分を受けた学生のうち、改悛の情が顕著であると認めた学生について、停学期間を短縮することができる。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、学長がこれを行う。

附 則

1 この規程は、平成18年6月19日から施行する。

2 内規「不正行為について」(平成3年7月8日)は廃止する。

附 則(平成21年7月20日)

この規程は、平成21年7月20日から施行する。

附 則(平成24年12月19日)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年6月17日)

この規程は、平成25年7月1日から施行する。

附 則(平成27年3月18日)

この規程は、平成27年4月1日より施行する。

附 則（平成29年12月18日）

この規程は、平成29年12月18日より施行する。